

## 1. 計画策定の趣旨

「林業労働力の確保の促進に関する法律」及び国の「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」に基づき、各地域の実情を踏まえて、「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」を策定。事業者が改善すべき事項と県が推進する具体策を示しながら林業労働力の確保を促進する。

## 2. 関係法令等

- 「林業労働力の確保の促進に関する法律」（以下「労確法」）（平成8年制定）
- 「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」（労確法第3条）
- 「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（労確法第4条）

## 3. 計画期間

第1期：平成9年3月～平成19年3月（法制定後10年）  
 第2期：平成19年4月～平成25年3月  
 第3期：平成25年4月～令和3年3月（奈良県林業・木材産業振興プランの終期まで）  
 第4期：令和3年4月～令和8年3月（5年間）  
 （「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」の終期まで）  
 ⇒計画期間の終了に当たり第5期計画を策定。

### ○第5期計画期間：

令和8年4月～令和13年3月（5年間）

（第2期「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」の期間）

## 4. 計画記載事項

- (1) 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方針
- (3) 事業主が行うべき雇用管理の改善や事業の合理化に関する事項
- (4) 雇用管理の改善や事業の合理化を促進するための奈良県の施策に関する事項
- (5) 新規就業者の就業の円滑化に関する事項
- (6) その他林業労働力の確保の促進に関する事項

## 5. 成果と課題

- ・令和3年の「**フォレスター・アカデミーの開校**」などにより、**一定数の新規就業者数は確保**しているが、目標に届いていない（R3～R7の目標：285人 R3～R6の4カ年実績：127人）
- ・**労働条件の改善、事業量の確保、生産性向上など雇用の安定化**に向けた課題が残されている。

## 6. 主な変更点

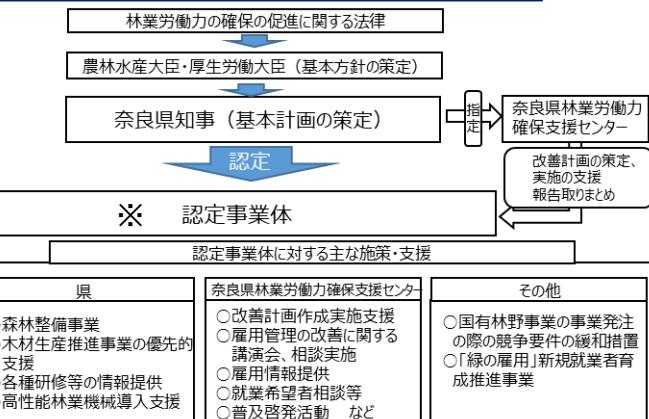
- 1) 新たな目標の設定  
 「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」における森林環境管理を担う人材の確保のための目標  
 次期目標：R8～R12の新規就業者数191人とする
- 2) 目標達成に向けた新たな取り組み
  - ① 奈良県フォレスター・アカデミー卒業生の県内就業促進
  - ② 森林整備を担う「地域の中核となる林業事業体」の育成
  - ③ I C T 機器等を活用した森林整備の効率化の促進

## 7. スケジュール

- |          |               |
|----------|---------------|
| 令和7年10月～ | 関係機関意見照会      |
| 令和7年12月  | 県議会へ概要報告      |
| 令和7年12月  | 奈良県森林審議会からの答申 |
| 令和8年1月～  | パブリックコメントの実施  |
| 令和8年2月   | 県議会へ議案上程      |

### ＜参考＞

#### 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく支援等のフロー



※事業主は、林業労働力の確保に関する基本計画に基づき、雇用管理の改善、事業の合理化を図る等必要な措置について、5カ年の計画の策定を行うと、県の審査により「認定事業体」に認定される（労確法第5条）